

JAMの主張

かく闘うⅡ

～労働組合の経済的機能を強化しよう～

【機関紙JAM・2025年2月25日発行 第313号】

25春闘がスタートしました。23、24春闘では大幅な賃上げが実現したものの実質賃金を維持・確保するに至っていません。

さらには大手と中小組織の間で賃金水準の格差が拡大しました。とりわけ中小の構成比が加盟組織数で8割に達する私たちJAMは、賃上げ原資を確保するため適正な価格転嫁や取引慣行の改善を訴えています。

このような課題を解消していくことこそが、25春闘における最大のテーマなのです。

労働組合にとって、最も重要なこととは、そこに集う組合員一人ひとりの生活が向上し、ゆとり豊かさが実感できることに他なりません。

労働基準法第2条には、「労働条件は労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものである」と定められています。確かに採用時に企業が人材を募る際、提示した初任給に労働者が同意することで雇用関係は成立します。

ただ、この場合、それぞれの地域で一定の社会的な相場が存在しており、最近の売り手市場の動向から労働者側に有利に働いていることは確かです。これ以降一人ひとりの労働者が経営者と対等な立場で交渉し、毎年の賃金が決定されている例は殆どないと言っても過言ではありません。

しかし、職場に労働組合が存在していれば話は違ってきます。労働組合法第1条には、「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする」と定められています。このことを確実に実践していくのは労働組合以外にないのです。

1月末に他界された服部光朗初代会長はJAM結成時、労働組合に本来備わっていなければならない絶対的なものとして、賃上げ交渉をはじめとした「経済的機能の強化」を挙げられていたことを昨日のことのように思い出されます。

要求貫徹と産別内連帯の強化、共に頑張りましょう。

JAM書記長 中井 寛哉